

埼玉県立大宮工業高等学校（定時制）生徒指導部について

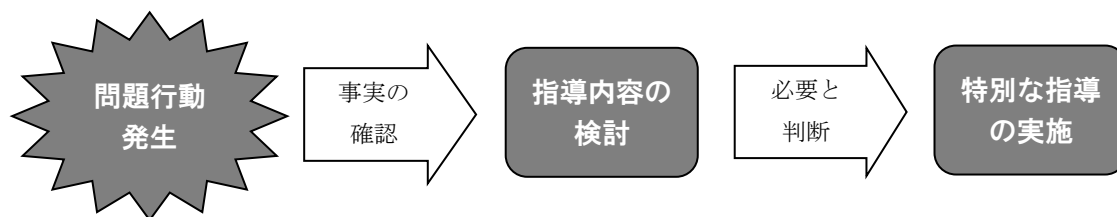
生徒指導部は定時制の教育目標を達成するため、4つの目標を掲げて活動しています。

- I 安全・安心に学べる学習環境の確保
- II 自他の違いを認め、大切にし合う人間関係づくり
- III 時間を守り、あいさつや礼儀を大切にする雰囲気づくり
- IV 生徒による運営、参加型行事の活性化

（1）学校のルールについて

ア 学校生活上のルール

学校生活^{※1}内で発生した問題行動^{※2}については、学校として教育上必要と認める場合に特別な指導^{※3}を行います。学校が重大な問題であると判断した場合、指導の協力をいただくため、保護者の方に来校をお願いすることがあります。



このフローチャートは、問題行動対応の大まかな流れを示したイメージ図です。

※1 学校生活とは

学校内外を問わず、授業・行事・休み時間・給食・部活動・登下校などの学校管理下のことを指します。

※2 問題行動の例

テスト中の不正行為（カンニング等）・授業規律違反・授業妨害・喫煙・飲酒・いじめ（ネットいじめを含む）・暴力・器物破損・車両通学規則違反等

※3 特別な指導とは

問題行動発生時にその場で行う指導ではなく、手続きを経て行われる指導です。問題行動発生後、教員が当該生徒に行為へ至った背景や事情の聞き取りをします。これを基に、生徒の実情や懲戒基準に則り、生徒指導部や職員の会議において懲戒内容を決定します。その後、日を改め、特別な場を設定した上での指導が行われます。

イ 服装等

工業の実習	作業着（上着）を着用する。
体育	本校規定の体操服やジャージを着用する。
行事	各行事で定められた服装とする。
他の学校生活	服装や頭髪等は特に指定しない。 但し、周囲の人々に迷惑のかかる服装や装飾品は禁止とする。

ウ 授業のルール

携帯電話（スマートフォンを含む） タブレット・スマートウォッチ類	原則、使用を禁止する。 （手の届かない鞆等にしまう） 授業担当者により許可された場合を除く。
ゲーム類	禁止とする。
イヤホン・ヘッドホン	使用及び着用を禁止とする。
飲食物	ガムや飴等を口に入れることは禁止とする。 原則、飲み物を飲むことは禁止とする。 授業担当者により許可された場合を除く。
器物の扱い	授業担当者の指示に従い正しく使用する。 器物を破損させた場合は弁償義務が生じる可能性がある。

エ 自転車通学規則

(ア) 通学用自転車は教員の点検を受け、確認できる位置に通学許可シールを貼る。

点検事項 ライト・ブレーキ・鍵・自転車損害保険・改造の有無

(イ) 道路交通法上の交通ルールに沿った運転を順守する。

例) 二人乗り、傘差し運転、イヤホン着用運転、携帯電話を操作しながらの運転等

(ウ) 自転車は厳重にロックをして指定された駐輪場に駐輪させ、マナーを守ること。

また、盗難の防止に心掛けること。

(エ) ロードバイクなど高額な自転車は許可できない場合がある。

【参考】

※自転車事故の被害者救済のため、自転車損害保険等の加入が義務づけられています。

※自転車に乗車する際は、ヘルメットの着用を推奨しております。

令和5年4月「自転車利用者のヘルメット着用努力義務化」

オ 自動車及び自動二輪車等に関する通学規則

本校では、「生徒の命を守る」という安全の確保を最優先に考えております。

そのため、生徒が交通事故の当事者とならないよう、交通安全の指導や自動二輪車等の免許取得者に対し、埼玉県主催の交通安全講習等の受講を義務付けております。

その考えのもと、交通社会の一員としての責任や命の大切さ学ぶために自動車及び自動二輪車等に関する通学規則を定めております。

(ア) 免許取得及び通学許可の条件

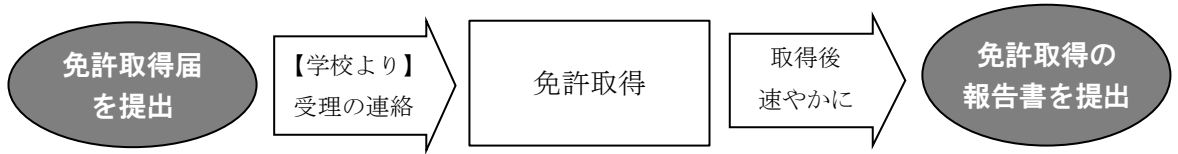
	免許取得条件	通学の条件
原動機付自転車	満 16 歳以上	2 年次生以上 アルバイト等の仕事に従事
自動車	満 18 歳以上	
自動二輪車	満 16 歳以上	原則として禁止

※上記に反する行為があった場合、本校の基準に沿った特別な指導を行います。

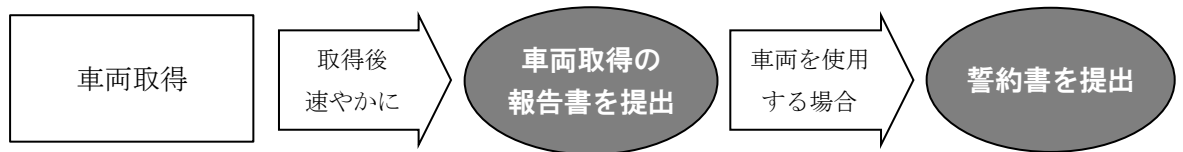
(イ) 免許取得～通学許可までの流れ ※免許取得を希望する場合、担任に相談してください。



a 免許取得の流れ



b 車両取得・使用の流れ



c 通学許可の流れ



※車両不備の際は許可されません。

※上記の流れに不備があった場合、本校の基準に沿った特別な指導を行います。

(ウ) その他一般規則

事由	適用	備考
免許取得及び通学許可の受付期間	随時受け付ける	
通学許可の期間	1年間（年度内）かつ 保険有効期間内	年度当初はすべての生徒が必要書類 ^{※1} を提出する
車両変更	再度手続き ^{※2} を行う	
代車の使用	当日 16:30 までに担任へ報告	代車期間が 10 日を超える場合は保険証の写しを提出する
校内の運転	徐行(時速 10km 以下)運転 空ぶかし・乗り回しは禁止	公道のルールを適用し、違反者は指導を加える
学校敷地内の移動	禁止とする	
改造車	許可を取り消す	不正改造車・騒音・ナンバープレート 等
車両の貸し借り	禁止とする	
車両の同乗	生徒同士は禁止とする	
駐輪・駐車場	定められた場所に行く	

※1…①車検証(証票交付証) ②自賠責保険証 ③任意保険証 ④免許証 各種写し

※2…自動車通学許可願【自動車様式 5】の提出

(エ) アルバイト・仕事について

本校ではアルバイトや仕事を許可しております。ただし、職業・職場の選択において、以下の条件を満たすことが必要です。

- ・ 17時40分～21時05分までの学習機会が保証されること
- ・ 不定期開催の学校行事〔宮工祭（文化祭）や遠足等〕への参加が保証されること

(2) 課外活動について

課外活動とは、教科の学習活動以外の生徒による活動のことを指します。

ア 生徒会について

生徒会は、生徒が自主的・実践的な活動を通じ、集団の一員として魅力ある学校生活を送るための組織です。本会は「高校生としての自覚を促す」ことや「自己を生かす能力を身に付ける」ことを目的とした活動を行っています。

(ア) 生徒会役員（役職）

- ・ 会長
- ・ 副会長
- ・ 本部議長
- ・ 本部副議長
- ・ 会計監査
- ・ 書記

(イ) 主な行事

時 期	行事名	内 容
4月	対面式・部活動紹介	新入生向けの学校・部活の紹介です。
5月	前期生徒総会	役員紹介や年間の活動計画を発表します。学校に対する生徒の意見や要望を募集し、回答します。
7月	生徒会レクリエーション	本部役員を中心にレクリエーションの内容を企画し、全校生徒が参加します。
11月	宮工祭（文化祭）	生徒会の一大イベント。近隣地域や外部のお客様をお迎えし、本校の良さや頑張りを見て頂きます。
12月	生徒会役員選挙	実際の選挙に即した形式で生徒会役員を選びます。
	後期生徒総会	新生徒会役員の紹介をします。
2月	卒業生を送る会	卒業生の門出をお祝いします。本部役員が企画・進行を行い、クイズや有志団体の催し物を楽しみます。

イ 部活動について

部活動は任意での加入となっています。活動日は各部で異なります。

活動時間帯は、放課後の21時15分～22時15分の約1時間です。

令和5年度現在、11の団体が活動しており、県大会、コンクール等に参加している部もあります。

(ア) 部活動一覧

運動部（6団体）	文化部（3団体）	同好会（2団体）
<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー ・卓球 ・軟式野球 ・陸上競技 ・バスケットボール ・バドミントン 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽音楽 ・機械研究 ・ハンドメイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・アニメ ・サイクリング

(イ) 令和4～5年度の主な成績（参考）

部活名	主な成績
バスケットボール部	【令和4年度】 定通総合体育大会 優勝 全国高等学校定時制通信制体育大会 第32回バスケットボール大会ベスト8
軟式野球部	【令和4年度】 定通総合体育大会 3位
陸上競技部	【令和5年度】 定通総合体育大会 3000m障害 3位 400m 3位 全国高等学校定時制通信制体育大会 第58回陸上競技大会400mリレー 3位

(3) 生徒指導部の活動について

生徒指導部では、先に掲げたI～IVの4つの目標に即した活動を行っております。

名 称	内 容	目 標
交通安全指導	自転車マナーアップや車両点検、交通ルールの確認等を行います。	I
情報モラル教育	インターネットを介したいじめや事件、事故を未然に防止するために、情報端末の適切な使用法やインターネット上のコミュニケーションのとり方について学びます。	I II IV
情報共有	生徒の成長や抱えている課題を全職員で共有し、適切な指導につなげます。	II
教育相談	生徒・保護者が抱える悩みの解決を目指した相談活動です。担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラーも相談に応じることができます。	II
問題行動への対応	学校が定めるルールに違反した場合、指導を行います。指導の目的は、「社会の一員としての望ましい行動を理解し、実践できるようにする」のを促すことで、「罰を与える」ためではありません。社会の一員としての「望ましい行動」は学校外（例えば、家庭やアルバイト）でも求められます。指導の主体は学校ですが、保護者にご協力を頂く場合もあります。	I II III

(4) 保護者の皆様へのお願い

生徒は学校での活動や職場や地域での経験を通じて、健全な心身の成長が期待されます。これは学校・家庭・職場・地域等が安心できる環境であればこそと言えます。

学校は最大限の指導や支援を行い、生徒の成長をサポートしますが、学校単独で成し得るものではありません。まずは、学校と家庭とがそれぞれの役割に基づいて協力・連携を図って教育活動に取り組んで参りたいと考えます。御協力をいただけますようお願い申し上げます。

【学校】「教え、導く」という役割
【家庭】「見守り、支える」という役割
【生徒】「学び、成長する」という役割

ア 家庭の5つの役割

- (ア) コミュニケーション時間の確保
 - (イ) 適切な生活習慣を身に付けるための働きかけ
 - (ウ) 学習状況（成績、授業の様子、出欠席）
 - (エ) 学校生活（友人関係、規律面、提出物）
 - (オ) 仕事状況（出勤状況、学業との両立、金銭面）
- } の把握と働きかけ

イ 家庭と学校との協力・連携体制

- (ア) 情報の連携（電話、面談、家庭訪問、PTA・教育振興会活動等を通じて）
- (イ) 行動の連携（生徒に対し、学校と家庭で共通認識を持った働きかけ）
- (ウ) 教育活動への意見や要望